

# 令和7年度集団指導 指定障害福祉サービス

## 【訪問系】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

# 1. 人員基準と設備基準について

## (1) 人員基準

| 職名        | 配置基準                                   |
|-----------|--|
| 管理者       | 常勤かつ原則専従、支障がなければ兼務可                    |
| サービス提供責任者 | 事業規模に応じて1人以上                           |
| 従業者       | 常勤換算で2.5以上（介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など） |

## (2) 設備基準

- ・ 事務室：事業を行うために必要な面積を有すること。  
間仕切り等で他の事業と明確に区分される場合は、同一事務室でも差し支えない。
- ・ 受付等のスペースの確保：利用申込の受付、相談等対応する適切なスペースの確保。
- ・ 設備、備品：必要な設備等の確保のほか感染症予防に必要な設備等。

# 1. 人員基準と設備基準について

(3) サービス提供責任者の資格要件（行動援護） ①または②に該当するもの

①行動援護従事者養成研修又は、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了しなければなりません。また、知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務（入浴、排せつ、食事などの介護、調理及び洗濯等の家事）に **3年以上かつ540日以上**の従事経験を有するもの。

②居宅介護従業者の要件を満たすものであっては、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排せつ、食事などの介護、調理及び洗濯等の家事）に **5年以上かつ900日以上**の従事経験を有するもの。ただし、令和3年3月31日までに要件を満たしている場合のみ、令和9年3月31日までの経過措置あり。

(4) 従業者（ヘルパー）の資格要件（行動援護） ①または②に該当するもの

①行動援護従事者養成研修又は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了しなければなりません。また、知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務（入浴、排せつ、食事などの介護、調理及び洗濯等の家事）に **1年以上かつ180日以上**の従事経験を有するもの。

②居宅介護従業者の要件を満たすものであっては、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排せつ、食事などの介護、調理及び洗濯等の家事）に **2年以上かつ360日以上**の従事経験を有するもの。ただし、令和3年3月31日までに要件を満たしている場合のみ、令和9年3月31日までの経過措置あり。

# 1. 人員基準と設備基準について

## (5) サービス提供責任者の資格要件（同行援護）

介護福祉士、実務者研修修了者  
居宅介護職員初任者研修課程修了者 +  
実務経験3年以上



同行援護従業者養成研修  
(一般+応用課程)

同行援護従業者養成研修（一般課程） +  
視覚障害者の介護等の業務3年以上



同行援護従業者養成研修  
(応用課程)

※令和7年4月一部改正より追加

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれている視覚障害学科の  
教科を修了した者

・ 従事した期間とは、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定することになります。具体的には、視覚障害者の介護等の業務に従事した期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合。

※「同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について」令和7年1月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡をご確認ください。

## 2. 運営に関する基準

---

### (1) 同居家族に対するサービス提供の禁止

事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービス提供をさせてはならない。

⇒ 家族介護と公的サービスの区別が曖昧になるため、従業者に、当該事業者の従業者の同居家族に対するサービス提供をさせることは**禁止**されています。

ただし、別居家族については規定はありませんが、当該規定の趣旨を踏まえ事業運営を行ってください。

### (2) 管理者の責務

事業所内の他の職務と兼務可能ですが、当該事業所の管理業務に支障のない範囲内となります。そのため、利用者からのサービス提供に関する申し出、事故等の緊急時に対応ができる状態にしてください。

### (3) サービス提供責任者の責務

管理者等と兼務可能ですが、①居宅介護等計画作成業務、②利用申込に係る調整、③利用者の状態の変化、サービスに関する意向の把握、④他の福祉サービス事業者等との連携、従業者等に対し具体的な援助目標及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達等の業務があるため、本来の業務を遂行できる体制の運営を行ってください。

### 3. 報酬の算定基準

#### (1) 居宅介護サービス費

・必要とされるサービス内容ごとに「身体介護」「家事援助」「通院等介助」「通院等乗降介助」の区分で報酬を算定する必要があります。

・所要時間30分未満の場合で算定する場合は、20分以上のサービス提供が必要です。（夜間・深夜・早朝帯のサービスを除く）

**【留意事項】（給付決定市町村に確認してください。）**

「共に行う家事支援」＝「家事援助」

「通院や官公署等への外出支援」＝「通院等介助」「同行援護」「行動援護」

「散歩や余暇活動等にかかる外出支援」＝「移動支援」「同行援護」「行動援護」

※「身体介護」を誤って算定されないよう注意してください。

#### (2) 初回加算

新規に居宅介護計画等を作成した利用者（過去2か月間において利用がなかった者を含む）に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回サービスの属する月中にサービス提供又は従業者に同行した場合に算定。

加算の算定にあたっては、サービス提供責任者がサービスを提供した旨、又は、同行訪問した旨の記録を残すことが必要です。

**※初回サービスが属する月中に訪問ができなかった場合は算定できません。**

## 3. 報酬の算定基準

### (3) 特定事業所加算

- ① **計画的な研修の実施**・・・従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画の策定をしなければならない。
- ② **会議の定期的開催**・・・おおむね1月に1回以上、サービス提供責任者が主催し、登録ヘルパーも含め従業者も参加すること。
- ③ **文書等による指示及びサービス提供後の報告**・・・利用者のADLや意欲・主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家族を含む環境、前回サービス提供時の状況、その他サービス提供に当たって必要な事項。※前回サービス提供時の状況を除く事項は変更時のみで差し支えない。
- ④ **定期健康診断の実施**・・・登録ヘルパーを含め全ての従業者に対し、事業者の負担により1年以内に1回実施すること。
- ⑤ **緊急時における対応方法の明示**・・・緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を利用者へ交付すること。明記されていれば、重要事項説明書等でも差し支えない。

<重度訪問介護のみ> 前月の実績において「夜間・深夜・早朝」「土日・祝日・お盆・年末年始」のサービス提供をしていること。

### 3. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

(問1) 通院等介助等の対象要件（居宅介護）

- ①「自宅 → 病院 → 障害福祉サービス事業所」、「障害福祉サービス事業所 → 病院 → 自宅」は対象となるか。
- ②「障害福祉サービス事業所 → 病院 → 障害福祉サービス事業所」は対象となるか。

(答) 居宅が始点・終点となる場合は、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、**同一事業所が行うことを条件に支援の対象とする**ものである。

このため、①は「自宅」を始点及び終点としているため報酬対象となるが、②は「障害福祉サービス事業所」を始点及び終点としているため、報酬の対象とならない。

### 3. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

(問2) 熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について (重度訪問介護)

新任従業者に対する熟練従業者の同行支援において、報酬算定上、新任従業者と熟練従業者のそれぞれが所定単位数の100分の90に相当する単位数となっているが、事業所が従業者に実際に支払う給与においては、事業所の判断により、新任従業者100分の80、熟練従業者は100分の100にしてもよいか。

(答) 報酬告示は、事業所に支払われる報酬の算定を定めているものであり、従業者への給与等の算定を定めているものではない。

### 3. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

(問3) 熟練従業者による同行支援（重度訪問介護）

勤務する当該事業所において、これまで重度障害者等包括支援の度合いにある利用者（A利用者）を支援してきたが、別の重度障害者等包括支援の度合いにある利用者（B利用者）に初めて従事する場合、熟練従業者による同行支援の報酬の対象となるか。

(答) 対象とならない。

重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、当該事業所において始めて重度障害者等包括支援の度合いにある利用者（重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者））の支援に従事する場合は対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象とならない。

### 3. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

(問4) 入院時支援連携加算（重度訪問介護）

入院前の事前調整の際に、入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて必要な調整を行うこととされているが、重度訪問介護計画等の既存の書類で代替できないか。

(答) 入院時情報提供書の様式例については、「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」（令和6年3月28日障障発0328第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によりお示ししている。この入院情報提供書には、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載いただくことになるが、重度訪問介護計画やアセスメントシートなどを添付することにより、様式の記載の一部を省略することが可能である。

### 3. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

(問5) 医療・教育等の関係機関との連携（行動援護）

行動援護の特定事業所加算の要件に「サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下、行動援護計画等という。）の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。」とあるが、どのような情報提供を受ければよいか。

(答) 関係する医療機関や教育機関がある場合、行動援護事業所がそれらの関係機関と連携し、継続した支援を提供する観点から、医療機関からは服薬の状況や医療面での必要な配慮等に関する情報の提供を受け、また、教育機関からは障害特性に合わせて行われている支援の方法や対応等についての情報の提供を受け、必要に応じて行動援護計画等に反映させることとする。

# おわりに

---

以上で、本研修を終わります。

受講後は「那覇市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

今後、集団指導の開催方法について「対面」又は「動画視聴」どちらが良いか受講報告に併せてご意見をご記入ください。